

人事院公平委員長 殿

平成29年2月17日

請求人 三井 環

### 主張の要旨の確認について

第1、人事院公平委員会の、平成29年2月6日付、事務連絡（別添添付）によれば、「これまであなたから提出された審査請求書、反論書、上申書等の内容からすると、あなたの主張の要旨は別紙のようになると認識しています。修正又は補足の必要があれば別紙に具体的な修正等を加えた上で、当公平委員会に提出してください」となっている。

「お見事というほかはない」と、請求人三井環は、人事公平委員会に申し上げたい。

法務檢察の裏金作りの犯罪については、「ウ」の字の記載さえない。また、「詐欺的手段による、税の免税は、税法上、処罰の対象となっても」とあるが、これは人事院公平委員会の明らかな間違いである。

税法上では、処罰規定が全くない。

平成29年2月1日付、処分者の認否書をもても、裏金の「ウ」の字もない。不可解なことである。処分庁から圧力があつたのか、お互いに協議したのか、裏金問題には、触れないということで、決着したのか。見え見えではないか。

人事院公平委員会というのは、規定にあるように、独立して、誰からの圧力も受けず、良心に従って職務に従事するものである。

その趣旨を守っていただきたい。そうでないと、公平な判断は不可能である。

人事院のキャッチフレーズには、中立、公正、信頼 人を育てる人事行政となっている。人事院が国民から信頼を得るためには、公権力を振り回す権力者たち、本件にあてはめてみれば、法務大臣がなした請求人三井環に対する懲戒免職処分は正しかったか、否かという審理すべきである。

人事院公平委員会は、「本件処分は、檢察庁の調査活動費に関して、請求人が行おうとしていた内部告発を、阻止するために行われたものであり、本来、犯罪にならないことを理由にしているのもので、懲戒権の濫用であ

るとして無効である」

と、述べているが、極めて抽象的で、請求人の主張が何であるかを的確に把握していないと言わざるを得ない。

本件の最大の争点は、法務検察の裏金作りの犯罪を請求者三井環が、公表しようとしたことを検察が察知し、裏金作りを隠ぺいするために口封じ逮捕したものである。この点が最大の争点であるので、証人原田明夫は、絶対に、必要不可欠な証人である。

なぜなら、原田明夫は記者会見までして、法務検察の裏金作りは事実無根であるなどと、大うそをついて国民を騙した。

さらに、ケモノ道を利用するなどして、検察を当時の内閣に売り飛ばした。その後、鈴木宗男議員や保坂展人議員が国会の委員会で、裏金の犯罪を追及したが、これを否定し、現在に至るも、裏金作りの犯罪を隠ぺいし続けている。

大阪高裁は、検察の裏金作りを、ほぼ認定している。これらの証拠は、既に、人事院公平委員会に提出済みである。この認定に対して、法務検察当局は、無視したままである。法治国家であるならば、この認定について、記者会見をして、国民に納得のいく説明をする義務がある。

平成29年2月1日付、処分者代理人の認否書によると、証人原田明夫については、「本件懲戒処分の相当性とは無関係で、主張自体、失当な主張に関するものであることが明らかであるから、前記証人尋問は、およそ必要がなく、すみやかに却下されるべきである」と述べている。

請求人は、上記のとおり、法務検察の裏金作りの犯罪を隠ぺいするため、口封じ逮捕されたもので、口封じ逮捕そのものが、犯罪であるので、上記、原田明夫を偽証の制裁のもと、証人尋問をすることは、関連性があり、これが最大の本件争点である。

原田明夫の証人を処分者代理人は、上記のように必要ない旨、述べるが、それは原田明夫が裏金作りを隠ぺいしたのと同じように、処分者代理人も隠ぺいしようとしていることに他ならない。

人事院公平委員会も、上記のような抽象的な表現では、法務検察の裏金の犯罪を審理しようとする姿勢が認められない。甲第59号証まで、人事院公平委員会において検討すれば、その多くが法務検察の裏金の犯罪を記載した証拠資料が、大部分である。

処分庁の代理人は、裏金の犯罪を隠ぺいしようとしているため、審理

の対象外にしようとしている。したがって、法務検察の裏金の犯罪等を明らかにするためには、原田明夫の証人尋問が不可欠である。口封じそのものが犯罪で、したがって、最高裁判決の極限的な場合に該当し、逮捕・勾留・起訴が無効である。請求人三井環は刑事事件を通じて、また人事院の懲戒免職処分取り消しの審理においても、それが最大の争点であるため、立証しているのである。

まず、人事院公平委員会においては、多くのジャーナリスト、評論家が、甲号証で述べているが、今では、法務検察の裏金作りが存在していたことは、公知の事実となっている。

処分庁の代理人の主張に、人事院公平委員会は引きづられてはならない。人事院公平委員会の目的は、独立して、自らの良心にしたがって、誰からの圧力を受けずに、本件を審議しなければならない。

懲戒免職処分となった事案は、一般の健全な常識に照らすと、どなたがみても、逮捕・勾留・起訴すべき事案ではないと判断されるものである。

裁判所が有罪認定した事案を前提としても、請求人三井環は、法務検察の裏金作りの犯罪を公表しようとしなければ、亀谷直人側が、元大阪高検検事長荒川のところに怪文書を持参し、荒川はすぐ大阪高検大塚次席検事に手渡したが、その怪文書は、火を見ることはなく、お蔵入りとなったと思われる。請求人三井環が、法務検察の裏金作りを公表しようとしたからこそ、その怪文書が動き出したのである。

なぜなら、懲戒免職処分となった事案で、身内の者を逮捕することはあり得ず、また原田明夫検事総長は戒告処分、大阪高検東条検事長は戒告処分、大塚次席検事は減俸三カ月の処分を受けている。

懲戒処分を受けることを覚悟で、口封じ逮捕をしたのである。

懲戒処分を受けることを覚悟で、口封じ逮捕したのは、法務検察の巨額の裏金作りの犯罪が公表され、発覚されれば、原田明夫検事総長だけでなく、当時の検察幹部、約70名が懲戒免職処分とならざるを得ない。

そうすれば、検察機能は、一時、麻痺するであろう。そのような事態にならないために、請求人三井環を口封じ逮捕したのである。

人事院公平委員会の「請求者の主張の要旨」をみると、争点が全く書かれていなかったり、ずれていたり、裏金問題については抽象的な言葉しか（裏金問題を内部告発を阻止するためと表示）、書かれていない。

具体的な修正等を加えることは不可能で、請求人三井環の方で、主張の要旨をまとめてみたい。

- ①、本件は、法務検察の巨額の裏金犯罪を、三井環が公表しようとしたことを察知し、上記怪文書を利用して、平成14年4月18日、午

後から大塚次席検事はその怪文書を大阪地検佐々木検事正のもとに、見せた上、主任検事を大仲検事に指名し、大仲は4月22日、昼からザ・スクープの鳥越俊太郎が請求人三井環に取材、収録の情報を得ていたため、それまでに、請求人三井環を逮捕しなけりばならなかった。

大仲主任検事は、時間がないため、民事記録のみによって、三井環、亀谷直人、渡眞利忠光、田中徹の共謀であると憶測し、その関係者は、逮捕する前に、一人も取り調べることなく、捜査報告書一本で、4月21日、深夜、令状請求し、逮捕状の発布を得た。三井環を取り調べを担当した水沼検事は、4月21日の夕方頃、招集された。どういふ案件か、さっぱりわからず、三井環をしばらくの間、取り調べをすることが出来なかった。

このようなドタバタ劇を演じ、ザ・スクープの取材、録画までに、三井環を逮捕することが出来た。

4月19日は、日航ホテルにおいて、朝日新聞の落合記者と最終打ち合わせが行われ、三井環との今後のスケジュールが決定した。

まず、5月の連休明けに、朝日新聞東京本社が法務検察の裏金問題の犯罪を、一面トップで報道し、社会面で、三井環は現職のまま、一問一答形式で、裏金問題を答える。

それを、当時の民主党の幹事長菅直人が、法務委員会において、朝日新聞の記事のもとに、裏金追及をし、その過程で、三井環を参考人招致をして、裏金問題を語らせ、国会内で記者会見をして、検事のバッチを外すというスケジュールであった。

なぜ連休明けにしたかというところ、報道が飛び飛びになるからである。

すでに、4月19日にスケジュールが完成したのであるから、直ちに、朝日新聞東京本社が裏金問題を報じておれば、三井環の逮捕はなかった。

スケジュールを何時にするか、それが本件の分岐点であった。かえすがえすも残念である。

したがって、上記の経緯をみれば、最高裁判決がいう極限的な場合に該当し、逮捕・勾留・起訴が無効とならざるを得ない。そうなれば、懲戒免職処分の審理などする必要が全くない。

- ②、平成13年5月24日、請求人三井環は買い戻し契約をしていたが、同年7月5日、渡眞利から資金が出来ないので、延期してほしいということを言われ、当初はこれを拒絶した。渡眞利忠光から執拗に延期をしてくれと迫られたので、鍵の引渡と、家具等の事前撤

去をすることを条件に契約をし、その後も、同年7月26日には、仲介業者田中徹に、三井環が依頼し、鍵の引渡と、家具等の事前撤去をするようにとの、FAXを渡眞利忠光にした。その回答が8月1日付の念書である。

田中徹が同年8月1日に鍵1本を受領したので、受領書を渡眞利忠光に手渡した。

同年8月1日は、午前中に、三井環がさくら銀行（現在は三井住友銀行）で、融資金1400万円を受領し、そのうち1320万円を競売物件の残金として、神戸地裁に振込みをした。

登録免許税の軽減措置は、三井環が田中徹に依頼し、減免措置の文書を裁判所に送付した。

三井環は、なぜ、鍵の引渡や家具等の事前撤去を要求したかという、自らが居住するためである。

亀谷直人側に転売するのであれば、鍵の引渡や、家具等の事前撤去を要求する必要は全くない。それが本件の争点である。

ところが、鍵が偽物であった。そのため、入居妨害され、鍵を取り換えることが出来なかった。

鍵が本物であったならば、既に鍵屋の3件の電話番号を調べていたので、鍵屋を呼んで、鍵を取り換えて入居出来たのである。三井環が被害者で亀谷直人側が加害者である。結局、ウソばかり言って、振り回されただけであった。その後、裁判所の執行官に強制執行を三井環が申し立て、執行官において、部屋を空っぽにした上、平成14年3月28日、執行官から新しい鍵を受領した。

すぐに、電気、水道を三井環名義に変更し、リフォームの道具等を運び込んだ（ザ・スクープの動画にその状況が映し出されている）。ところが、4月22日、突如として、三井環が逮捕されたため、家族らは、5月末頃、入居し、畳、襖等を取り換え、荷物等を運び入れ、生活をするようになった。

三井環は保釈後、家族とともに生活している。

いずれも、契約書、念書、鍵の受領書等が存在し、裏付けられている。

これを、自ら居住するつもりがなかったなどと、処分庁代理人は主張しているが、これだけ証拠物が揃っているのに、居住するつもりがなかったなどと主張するのは、明らかに経験則に反する。

平成29年1月6日付の上申書に記載してあるように、野口副検事が、亀谷直人に対し、脅したり、すかしたりして、虚偽の共謀の調書を作成した。亀谷直人の手紙によって、真相が明らかになり、亀谷直人を含む4人の共謀でないことが明らかになった。

亀谷直人からの手紙、その封筒をについて、平成29年2月24日の打ち合わせ時に、現物を持参し、閲覧させるなり、コピーさせるなり、したい。

- ③、平成13年7月24日、住民票を移動してから、同年8月1日の融資金残高を裁判所へ振込んだ、その間の空白期間を、不実記載と認定した。不動産取引および銀行実務では、先に住民票を移動することが慣行になっている。銀行のその後の手続の煩雑さを避けるためである。

三井環も、さくら銀行担当者岡田から言われて、先に住民票を移動した。三井環の刑事事件の弁護人4人が、ローンを組んでマンションを購入していたが、いずれも先に住民票を移動していた。

人事院において、職権で大規模マンションの新築時の登記簿を調査すれば、先に住民票を移動していることが明らかとなる。

こんな案件で逮捕するということは、驚くべきことである。逮捕した案件など、一件もないであろう。三井環の刑事事件の弁護人が調査したが、一件の立件もなく、まして、逮捕した案件も一件もなかった。

- ④、マル暴資料を入手したのは、平成13年2月、本件マンションを落札した直後に、亀谷直人側から、無言電話がかかってきて、脅迫されたため、灘警察にも相談し、ウスイ係長が三井環の自宅まで来て、今後の体制を整えた。その際、亀谷直人について聞いたところ、現役のバリバリであるということだった。今後、また無言電話があったら連絡してくださいということであった。無言電話は明らかに脅迫という犯罪であるので、マル暴資料を入手したのである。

三井環が指示した公安事務課長は、神戸地検に依頼し、マル暴資料を入手しているが、大阪高検刑事事務課に、マル暴資料は備え付けられており、庁内の者であれば、三井環自身も閲覧、コピーが可能である。

ただマル暴資料を入手しただけで、それを使って被害を及ぼした事実は全くない。

前科調書については、渡眞利忠光の秘書であった玉井から、二人だけの時、今までは光武帝と名乗っていたが、本名は渡眞利忠光である。老人介護事業等で、詐欺行為に及んでいるとの情報があった。

どういう人物なのか、調査するため、本来であれば、独任制官庁である三井環が直接、大阪地検の犯歴に連絡などして、入手することも可能である。いつもの習慣で、公安事務課長へ連絡して入手し

た。

三井環は、高松地検次席検事当時、50件近くの独自捜査を実施した。独自捜査は、内定捜査から始まる。どういう内定をするかという、まず関係者の前科調書、加害者、被害者、参考人などの前科調書を入手し、住民票等も入手するが、ほとんどの場合、内定が行き詰まり、20件内定して、1件立件できればオンの字である。立件というのは、地検の公文書に登録した上で捜査をすることである。

内定捜査の場合は、登録などせず、内定が行き詰まれば、前科調書などはホゴにされる。捜査というのは、内定捜査が含まれることはいうまでもない。

検事が被害者であっても、もちろん内定は可能である。無言電話の脅迫を例にとれば、犯人が特定できれば、他の検事が立件の上、捜査することになる。判決は、捜査をしていないというが、内定を含むことは間違いなく、渡眞利忠光の前科調書にしても、詐欺行為を働いているという情報であったので、前科調書を入手した。それを何かに利用したという事実は全くない。

以上、①、②、③、④が主な争点である。それら争点に対して、人事院公平委員会は、その判断をされたい。

また、原田明夫の証人の採否を判断されたい。

## 第2、平成29年2月1付の認否書について

証人原田明夫については、前記の理由で証人尋問をされたい。

甲第54号証については、処分庁は、三井環が本件マンションに居住する意思があった旨の虚偽弁解を主張する。また請求人その家族が、当該虚偽弁解に沿う行動をとったとする。火災保険についても、同様な主張をする。あまりにも、経験則に反する主張であって、鍵の引渡、家財道具の事前撤去等、②で検討した確実な証拠物があるので、請求人三井環が、自ら居住する意思があったことは明らかである。

第38号証について、処分庁の主張どおり、手紙の原本と、封筒を、前記記載したように、2月24日の打ち合わせ時に、現物を持参する。

また、行政処分の際しての処分事実の認定と刑事事件における立証とが異なるのは当然であるところと、わけのわからない主張をするが、要は、懲戒免職処分を受けた平成14年5月10日を基準として、その懲戒免職処分の内容について、拘束され、その事実のみについて、人事院公平委員会が判断するものである。